

小松加賀環境衛生事務組合特別職の職員等で非
常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 7 号

改正 昭和54年 3 月 31日 条例第 11号
改正 昭和55年 3 月 31日 条例第 1 号
改正 昭和57年 12月 11日 条例第 1 号
改正 平成 3 年 7 月 16日 条例第 1 号
改正 平成 4 年 3 月 6 日 条例第 2 号
改正 平成 7 年 3 月 7 日 条例第 2 号
改正 平成10年 3 月 3 日 条例第 2 号
改正 平成19年 3 月 31日 条例第 1 号
改正 平成20年 9 月 10日 条例第 2 号
改正 平成22年 6 月 10日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員等で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員等の報酬は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第 3 条 月額報酬を受ける特別職の職員等が、月の途中において就任した場合はその日から、月の中途において任期満了、辞職又は死亡した場合はその日までの分に対して、それぞれの月の報酬を日割り計算により支給する。

(支給日)

第 4 条 報酬の支給日は、月額報酬にあつてはその月の 21 日、日額報酬にあつては職務に従事した日とする。ただし、月額報酬の支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員等(管理者及び副管理者を除く。)が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として小松加賀環境衛生事務組合職員等の旅費に関する条例(昭和 53 年条例第 8 号)の適用を受ける管理職の職務にある者に相当する額を支給する。

(準用)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給方法については、小松加賀環境衛

生事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和 53 年条例第 8 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 11 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 2 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 2 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 2 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表 (第 2 条関係)

区 分		報 酬 の 額	
管 理 者		月 額	9,000 円
副 管 理 者		月 額	7,500 円
監 査 委 員	識 見 を 有 す る 者	月 額	7,200 円
	議 会 の 議 員	月 額	3,600 円
公 平 委 員		日 額	7,200 円

備考 この表の規定にかかわらず、公平委員会委員については、審議、調査又は会議等に要した時間が4時間以下であった場合は、報酬の額を日額4,100円とする。